

# 一般社団法人 札幌放射線技師会 定款

平成 23 年 4 月 28 日 制 定

平成 24 年 4 月 1 日 施 行

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人札幌放射線技師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、診療放射線技術の向上発展に務め、並びに会員の職業倫理及び技術水準の向上を図り、もって地域住民の健康保持増強に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 診療放射線学および診療放射線技術の向上発展に関する事業
- (2) 他医療団体との連携を通して地域医療の確保に関する事業
- (3) 診療放射線学に関する研究と啓蒙に関する事業
- (4) 会員の職業倫理の向上に関する事業
- (5) 診療放射線技師及び診療エックス線技師の生涯教育に関する事業
- (6) 会員の福利厚生に関する事業
- (7) 前各号の趣旨を目標とした印刷物の発行に関する事業
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人は、札幌市、江別市、北広島市、石狩市、当別町内に住所又は勤務先所在地を有する診療放射線技師及び診療エックス線技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した者を会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入 会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出の上、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当する場合は総会において総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。
- (3) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

2 前項第3号により資格を喪失した者であっても、支払い義務を履行した場合は、その資格を回復することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定により、その資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

## 第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費等の額
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた条項  
(種類及び開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とし、定時総会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 総会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が会長にあったとき。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったとき、会長はその請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日 1 週間前までに通知を発しなければならない。

5 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第 41 条第 1 項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び会員が議決権を行使するための書類を添付し、開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第 17 条 総会は、会員総数の議決権の 2 分の 1 以上を有する会員の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定する事項を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) その他法令で定められた条項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、他の会員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。この場合に行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(書面による議決権の行使)

第21条 第15条第5項の場合、総会に出席しない会員は、議決権を行使するための書類に必要事項を記載し、議決権を行使することができる。この場合に行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第22条 総会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印するものとする。

## 第5章 役員

(設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上20名以内
- (2) 監事2名

2 理事のうち、1名を会長とし2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会長以外の理事のうち次条第2項により選任された理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 役員は総会において会員のうちから選任される。ただし、監事のうち1名は会員外から選任することができる。

2 会長、副会長及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は当法人の理事および使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、職務を執行する。

- (1) 会長は当法人を代表し、業務を執行する。

(2) 副会長は会長を補佐し、業務を掌握し、会長に事故がある時は予め理事会の定める順序により、その業務執行に係る職務（この法人を代表するものを除く）を代行する。

2 会長及び業務執行理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 前項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期満了する時までとする。

3 理事又は監事について、再任を妨げない。

（欠員）

第28条 理事又は監事は第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（報酬等）

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

（役員解任）

第30条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数による総会の決議を要する。

（顧問）

第31条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は会員以外の有識者から理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は会長の求めに応じて本会の運営に助言することができる。

4 顧問は重要な会務について会長の諮問に答える。

5 第27条第1項、29条の規定は顧問について準用する。

6 顧問は、理事会の決議により解任することができる。

7 顧問について、その他必要事項はこれを別に定める。

（損害賠償責任の免除）

第32条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により副会長が招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文章により通知を発しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催できる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、当該理事会において出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第37条 理事会は当該理事会における決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別な利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名または記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 会長は毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、理事会の承認を経た後、定時総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第1号及び第2号の書類は定時総会にその内容を報告し、第3号から第5号までの書類は、定時総会で承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、第2項の定時総会終了後、遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(合併)

第46条 この法人は、総会の決議により合併することができる。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第47条 この法人は、総会の議決により事業の全部又は一部を譲渡することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。ただし、第42条第4項に定める公告については、一般社団法人・財団法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

## 第10章 雑 則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は松村俊也とし、副会長は関戸雄一、大元秀近とする。